解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目五番一六号

兵庫印刷工業厚生年金基金

代表清算人　斉藤　雅彦

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

広島県広島市中区八丁堀一一番二八号

広島県建設業厚生年金基金

代表清算人　伏見　暁

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十八年三月十五日秋田県知事の認可を得て解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

秋田県大仙市大曲花園町一番一号

大曲町通地区市街地再開発組合

代表清算人　佐々木繁治

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十八年三月二十二日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

兵庫県神戸市中央区相生町四丁目六番四号

兵庫県トラック運輸厚生年金基金

代表清算人　北野　耕司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年一月七日開催の社員総会の決議及び鳥取県知事の認可により、平成二十八年三月十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年四月十一日

鳥取県米子市彦名町字新堀通二　一四八〇番地三

医療法人社団諒心会

清算人　松澤　充子

配当公告

岡山県岡山市北区問屋町八番地一〇一

破産者　株式会社イマシロ

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十六年（フ）第四四一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八三、〇二五、一〇七円

一、配当することのできる金額

金六九、一六〇、五八三円

平成二十八年四月十一日

岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階

破産管財人　弁護士　森　智幸

配当公告

徳島県吉野川市山川町諏訪四一三番地一七

破産者　藤川　和一

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十六年（フ）第一六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四五、九九六、五三五円

一、配当することのできる金額

金三六、一四三、〇〇八円

平成二十八年四月十一日

徳島市徳島本町二丁目一八番地

破産管財人　弁護士　中西　一宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区霊屋下九五番地の九、最後の住所仙台市宮城野区鶴ヶ谷二丁目八番地の一プラザビル九七　被相続人　亡　大坂　敬志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十一日

宮城県仙台市青葉区片平一丁目一番六号ネオハイツ片平六〇二　片平法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　敏宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市幸町三丁目一九二番地、最後の住所宮城県気仙沼市幸町三丁目二番一号　被相続人　亡　熊谷　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十一日

宮城県気仙沼市田中前一丁目二番地九

相続財産管理人　弁護士　小笠原一男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市平字四町目四一番地、最後の住所福島県いわき市平字堂ノ前一七番地　被相続人　亡　髙崎　治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十一日

事務所　福島県いわき市平字大工町六番地の一二

相続財産管理人　弁護士　大谷　好信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市西原三丁目四番、最後の住所栃木県宇都宮市西原三丁目四番一七号　被相続人　亡　渡辺　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十一日

栃木県宇都宮市滝谷町一一番一四号弁護士法人佐藤貞夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中澤　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市笹目南町一二番、最後の住所埼玉県戸田市笹目南町一二番一七号　被相続人　亡　宇田川弘之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十一日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目一〇番一六号シーノ大宮ノースウィング一四階B　アーク法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区新井三丁目二三番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市丸山八番三号小田急コアロードふじみ野五〇三号　被相続人　亡　鈴木　正文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十一日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一

相続財産管理人　細田　初男

第２期決算公告　平成28年３月16日

東京都新宿区西新宿７丁目21－１
新宿ロイヤルビル８Ｆ
Miroku Webcash International株式会社
代表取締役　金　相集

貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	212,089
	固定資産	1,721
	資産合計	213,810
負債及び純資産の部	流動負債	15,497
	株主資本	198,313
	資本金	120,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	△21,687
	その他利益剰余金	△21,687
	（うち当期純損失）	(15,630)
	負債・純資産合計	213,810